

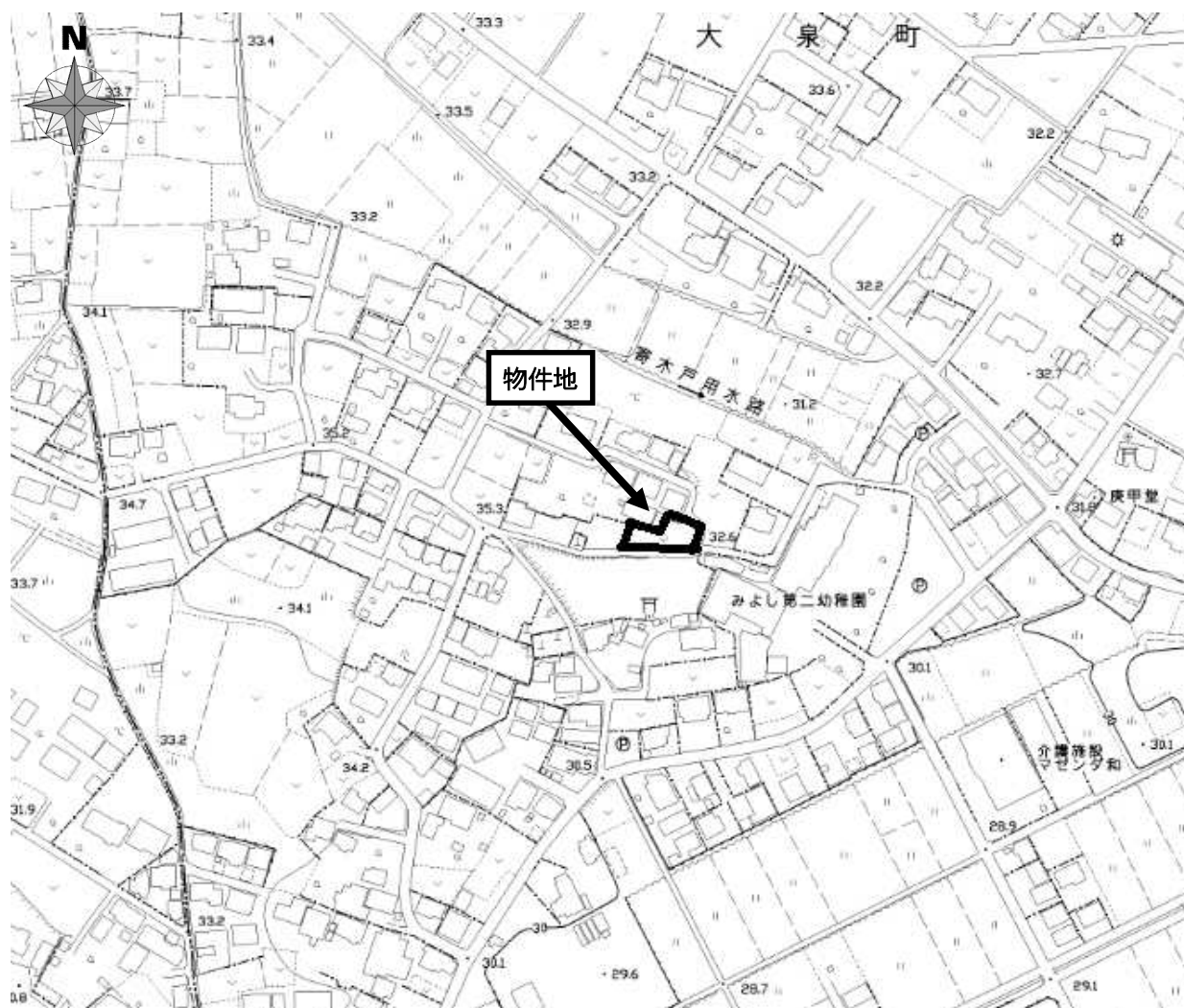
物 件 明 細 書

売却区分番号	大泉町－2		見積価額	金2,830,000円
			公売保証金	金290,000円
財産の表示				
1 所 在 邑楽郡大泉町大字寄木戸字植松 地 番 297番5 地 目 畑 地 積 330㎡ (以上登記簿の表示による)				
物件の位置	東武小泉線西小泉駅の南西方約3.1km(道路距離)			
公 法 上 の 規 制	都市計画区分	市街化区域		
	用途地域	第2種中高層住居専用地域		
	建ぺい率	60%		
	容積率	200%		
接 道 状 況	南側幅員約3.0mの舗装町道に接する。(6ブロック町道84号線)			
物件の概況	地 勢	ほぼ平坦地		
	画 地	間口約27m、奥行約13.5m		
	形 状	不整形地		
供給処理施設	上水道	あり		
	公共下水道	なし		
	都市ガス	なし		
使用状況等	所有者が畑として使用しています。			
特 記 事 項	・公売財産の東側一部が都市計画道路(小舞木寄木戸線)の予定地となっています。 ・公売財産内の動産等の処分については、所有者と協議する必要があります。 ・入札にあたっては、大泉町農業委員会が交付する「買受適格証明願」の提出が必要です。「買受適格証明願」は、事前に大泉町農業委員会へ申請してください。 - また所有権移転にあたっては、農地法で規定する届出・許可が必要です。 - 詳細は、大泉町農業委員会にお問い合わせください。 ・公売財産は埋蔵文化財包蔵地域(名称:和田遺跡)に指定されており、文化財保護法第93条により開発行為においては、大泉町教育委員会との事前協議が必要です。 ・開発行為は関係する法令や条例などにより、許認可や規制がかかる場合がありますので、関係機関へ確認してください。			
注 意 事 項	1 公売財産の面積は、公簿上によるものです。 2 境界は、隣接地所有者と協議してください。 3 町は不動産登記上の権利移転のみを行います。公売財産の引渡しの義務は負いません。物件内の動産類の撤去、占有者の立ち退き等については、すべて買受人の責任で行ってください。 4 町は公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。 5 大泉町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等は、公売へ参加することができません。(なお、参加者情報に基づき、暴力団関係該当の有無を関係機関に照会することがあります。)			
そ の 他 事 項	非課税財産			
問 い 合 わ せ 先	大泉町役場財務部収納課 電話 0276-63-3111 内線581・582			

売却区分番号

大泉町-2

所在図



売却区分番号

大泉町一2

写 真

写真①



写真②



売却区分番号

大泉町一2

写 真

写真③



写真④



売却区分番号

大泉町一2

写 真

写真⑤



写真⑥

